

昭和二十六年法律第二百四号  
高压ガス保安法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	九条の三十五
第二章 事業（第五条—第二十五条の二）	解散（第五十九条の三十六）
第三章 保安（第二十六条—第三十九条）	罰則（第八十条—第八十六条）
第三章の二 認定高度保安実施者（第三十九条の二—第三十九条の十六）	附則 第一章 総則
第四章 容器等	第六節 解散（第五十九条の三十六）
第一節 容器及び容器の附属品（第四十条—第五十六条の二の二）	第五章 雜則（第六十条—第七十九条の三）
第二節 特定設備（第五十六条の三—第五十六条の六の二十三）	第六章 契約（第八十条—第八十六条）
第三節 指定設備（第五十六条の七—第五十六条の九）	附則 第一章 総則
第四節 冷凍機器（第五十七条—第五十八条の二）	第五節 監督（第五十九条の三十四—第五十九条の三十五）
第四章の二 指定試験機関等	第六節 九条の三十五
第一節 指定試験機関（第五十八条の三—第五十八条の十七）	四 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）
第二節 指定完成検査機関（第五十八条の十—第五十八条の三十一）	第二条 第二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス
第三節 指定容器検査機関（第五十八条の三—第五十八条の三十一）	五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）内の装置（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス
第四節 指定保安検査機関（第五十八条の三—第五十八条の三十二）	六 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項の航空機内における高压ガス
第五節 指定設備認定機関（第五十八条の三—第五十八条の三十二）	七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第四項の原子炉及びその附属施設内における高压ガス
第六節 検査組織等調査機関（第五十八条の三—第五十八条の三十二）	八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス
第七節 指定容器検査機関（第五十八条の三—第五十八条の三十二）	九 その他災害の発生のおそれがない高压ガスであつて、政令で定めるものであつて、政令で定めるものに限る。）内における高压ガス
第八節 指定特定設備検査機関（第五十八条の三—第五十八条の三十二）	二 常用の温度において圧力が○・二メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が○・二メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
第九節 指定高圧ガス保安協会（第五十九条の三—第五十九条の三十二）	三 常用の温度において圧力が○・二メガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が○・二メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が○・二メガパスカル以上となる液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）
第十節 会員（第五十九条の九—第五十九条の十一）	四 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの
第十一節 蒸気（適用除外）	
第十二節 役員、評議員及び職員（第五十九条の十一—第五十九条の二十七）	
第十三節 業務（第五十九条の二十八—第五十九条の三十）	
第十四節 九条の三十九条の三—第五十九条の三十三）	
第十五節 二 鉄道車両のエアコンディショナー内における高压ガス	
第十六節 三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶及び自衛	

**第一条** この法律は、高压ガスによる災害を防止するため、高压ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高压ガス保安協会による高压ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この法律で「高压ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいいう。以下同じ。）が一メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が一メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）

二 常用の温度において圧力が○・二メガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が○・二メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が○・二メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

三 常用の温度において圧力が○・二メガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が○・二メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が○・二メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの

四 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

五 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

六 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

七 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

八 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

九 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十一 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十二 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十三 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十四 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十五 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十六 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十七 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十八 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十九 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

二十 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

二十一 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

二十二 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

二十三 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

二十四 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

二十五 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）内における高压ガス

四 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス

五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）内の装置（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス

六 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項の航空機内における高压ガス

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第四項の原子炉及びその附属施設内における高压ガス

八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス

九 その他災害の発生のおそれがない高压ガスであつて、政令で定めるものであつて、政令で定めるものに限る。）内における高压ガス

二 常用の温度において圧力が○・二メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が○・二メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）

三 常用の温度において圧力が○・二メガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が○・二メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が○・二メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

四 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

五 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

六 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

七 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

八 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

九 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

十一 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス（液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

定を受けた設備を除く。）を使用して高压ガスの製造（容器に充てんすることを含む。以下同じ。）をしようとする者（冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のため高压ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。）内における高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに二十トンを超える政令で定める値）以上のもの（第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高压ガスの製造をしようとする者

二 冷凍（冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力を二十トン（当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

三 高圧ガスの製造の事業を行う者（前項第一号に掲げる者及び冷凍のため高压ガスの製造をする者並びに液化石油ガス法第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんする者を除く。）事業開始の日

一 高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン（当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三トンを超える政令で定める値）以上のものを使用して高压ガスの製造をする者（同号に掲げる者を除く。）製造開始の日

二 冷凍（ためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン（当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

三 高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン（当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三トンを超える政令で定める値）以上のものを使用して高压ガスの製造をする者（同号に掲げる者を除く。）製造開始の日

四 前号に掲げる者及び冷凍のため高压ガスの製造をする者並びに液化石油ガス法第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんする者を除く。）事業開始の日

一 高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン（当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

二 高圧ボイラー及びその導管内における高压ガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）

三 鉄道車両のエアコンディショナー内における高压ガスについて（適用しない。）

四 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶及び自衛

五 第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第

六 第六条 削除

七 第七条（許可の欠格事由）

八 第七条第一項の許可を受けることができない。

九 第七条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者





**第二十一条の六** 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高压ガスの販売をし得なければならない。

都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従つて高压ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

(販売をするガスの種類の変更)

**第二十条の七** 販売業者は、販売をする高压ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(製造等の廃止等の届出)

**第二十一条** 第一種製造者は、高压ガスの製造を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるものは、高压ガスの製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるものは、高压ガスの製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

販売業者は、高压ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(輸入検査)

**第二十二条** 高压ガスの輸入をした者は、輸入をした高压ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準(以下この条において「輸入検査技術基準」という。)に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 輸入をした高压ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定輸入検査機関」という。)が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た

二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合

三 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合

四 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合

協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるとときは、当該高圧ガスの輸入をした者に對し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(移動)

第二十三条 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

2 車両(道路運送車両法第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

3 導管により高圧ガスを輸送するには、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてその導管を開設し、及び維持しなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて導管により高圧ガスを輸送するときは、この限りでない。

(消費)

第二十四条 圧縮天然ガス(内容積が二十リットル以上百二十リットル未満の容器に充てんされたものに限る。)を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしまなければならぬ。

の又は液化酸素その他の高圧ガスであつて当該ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するため特に注意を要するものとして政令で定める種類の高圧ガス（以下「特定高圧ガス」と総称する。）を消費する者（その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯藏能力が当該特定高圧ガスの種類ごとに政令で定める数量以上である者又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受ける者に限る。以下同じ。）は、事業所ごとに、消費開始日の二十日前までに、消費する特定高圧ガスの種類、消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 第十条の二の規定は、特定高圧ガスを消費する者（以下「特定高圧ガス消費者」という。）に準用する。

**第二十四条の三** 特定高圧ガス消費者は、消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 特定高圧ガス消費者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をしなければならない。

3 都道府県知事は、特定高圧ガス消費者の消費のための施設又は消費の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するよう消費のための施設を修理し、改造し若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずることができる。

**第二十四条の四** 特定高圧ガス消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、消費のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 特定高圧ガス消費者は、特定高圧ガスの消費を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**第二十四条の五** 前三条に定めるものの外、経済産業省令で定める高压ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

**(廃棄)**

**第二十五条の二** 経済産業省令で定める高压ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

**(経済産業省令への委任)**

**第二十六条** 第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

**2** 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。

**3** 第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。

**4** 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

**(保安教育)**

**第二十七条** 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

**2** 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができない。

**3** 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

**4** 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は







ず、又は同条第一項の規定による届出を行わなかつたとき。

四 第三十八条第一項の規定により都道府県知事による高圧ガスの製造の停止の命令を受けたとき。

五 都道府県知事により第三十九条第一号又は第二号に掲げる措置をされたとき。

六 第三十九条の三第一項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

七 第三十九条の四第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。

八 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

九 第三十八条第一項の規定により第五条第一項の許可が取り消されたときは、当該許可の取消しに係る事業所に係る認定は、その効力を失う。

（製造のための施設等の変更の特例）

第十 認定高度保安実施者は、第十四条第一項に規定する変更の工事又は製造の方法の変更（経済産業省令で定める重要なものを除く。）をしようとするときは、同項の規定にかかるわらず、同項の許可を受けることを要しない。

この場合においては、当該変更の工事（同項ただし書に規定する軽微なものを除く。）の完成後又は当該製造の方法の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（保安統括者、保安技術管理及び保安係員に係る特例）

十一

第三十九条の十三 認定高度保安実施者（第二十一条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）は、同条第四項の規定による保安係員の選任については、同項の規定にかかるわらず、これを同項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとにを行うことを要しない。

（保安係員の選任について）

十二

第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

（保安係員の選任について）

十三

第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

（保安係員の選任について）

十四

第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

（保安係員の選任について）

十五

第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

（保安係員の選任について）

十六

第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

（保安係員の選任について）

十七

第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

（保安係員の選任について）

十八

第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

（保安係員の選任について）

第十九条の十一 認定高度保安実施者は、特定変更工事を完成したときは、第二十条第三項の規定にかかるわらず、製造のための施設につき、同項の都道府県知事が行う完成検査を受けることを要しない。この場合においては、当該施設

（完成検査の特例）

二十

（容器検査）

二十一

（容器検査）

二十二

（容器検査）

二十三

（容器検査）

二十四

（容器検査）

二十五

（容器検査）

二十六

（容器検査）

二十七

（容器検査）

二十八

（容器検査）

二十九

（容器検査）

三十

（容器検査）

三十一

（容器検査）

三十二

（容器検査）

三十三

（容器検査）

三十四

（容器検査）

三十五

（容器検査）

三十六

（容器検査）

三十七

（容器検査）

三十八

（容器検査）

三十九

（容器検査）

四十

（容器検査）

四十一

（容器検査）

四十二

（容器検査）

四十三

（容器検査）

四十四

（容器検査）

四十五

（容器検査）

四十六

（容器検査）

四十七

（容器検査）

四十八

（容器検査）

四十九

（容器検査）

五十

（容器検査）

五十一

（容器検査）

五十二

（容器検査）

五十三

（容器検査）

五十四

（容器検査）

五十五

（容器検査）

五十六

（容器検査）

五十七

（容器検査）

五十八

（容器検査）

五十九

（容器検査）

六十

（容器検査）

六十一

（容器検査）

六十二

（容器検査）

六十三

（容器検査）

六十四

（容器検査）

六十五

（容器検査）

六十六

（容器検査）

六十七

（容器検査）

六十八

（容器検査）

六十九

（容器検査）

七十

（容器検査）

七十一

（容器検査）

七十二

（容器検査）

七十三

（容器検査）

七十四

（容器検査）

七十五

（容器検査）

七十六

（容器検査）

七十七

（容器検査）

七十八

（容器検査）

七十九

（容器検査）

八十

（容器検査）

八十一

（容器検査）

八十二

（容器検査）

八十三

（容器検査）

八十四

（容器検査）

八十五

（容器検査）

八十六

（容器検査）

八十七

（容器検査）

八十八

（容器検査）

八十九

（容器検査）

九十

（容器検査）

九十一

（容器検査）

九十二

（容器検査）

九十三

（容器検査）

九十四

（容器検査）

九十五

（容器検査）

九十六

（容器検査）

九十七

（容器検査）

九十八

（容器検査）

九十九

（容器検査）

一百

（容器検査）

一百零一

（容器検査）

一百零二

（容器検査）

一百零三

（容器検査）

一百零四

（容器検査）

一百零五

（容器検査）

一百零六

（容器検査）

一百零七

（容器検査）

一百零八

（容器検査）

一百零九

（容器検査）

一百一〇

（容器検査）

一百一一

（容器検査）

一百一二

（容器検査）

一百一三

（容器検査）

一百一四

（容器検査）

一百一五

（容器検査）

一百一六

（容器検査）

一百一七

（容器検査）

一百一八

（容器検査）

一百一九

（容器検査）

一百二〇

（容器検査）

一百二一

（容器検査）

一百二二

（容器検査）

一百二三

（容器検査）

一百二四

（容器検査）

一百二五

（容器検査）

一百二六

（容器検査）

一百二七

（容器検査）

一百二八

（容器検査）

一百二九

（容器検査）

一百三〇

（容器検査）

一百三一

（容器検査）

一百三二

（容器検査）

一百三三

（容器検査）

一百三四

（容器検査）

一百三五

（容器検査）

一百三六

（容器検査）

一百三七

（容器検査）



する第四十九条の二十五第三項の刻印がされているもの

三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する附属品

四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高压ガスを充てんしてあるものに装置されている附属品

2 前項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が装置される容器に充てんされなければならない。

3 再充てん禁止容器に装置する附属品について、第一項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が再充てん禁止容器に装置するものである旨を明らかにしなければならない。

4 第一項の附属品検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。

(刻印)

第四十九条の三 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、附属品が附属品検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

2 何人も、前項及び第四十九条の二十五第三項に規定する場合のほか、附属品に、これらの刻印又はこれらと紛らわしい刻印をしてはならない。

(附属品再検査)

第四十九条の四 附属品再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

2 附属品再検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大さ別の附属品の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、附属品が附属品再検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

4 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

5 第四十九条第六項の規定は、附属品再検査を行うべき場所に準用する。

(自動車の装置内の容器等であつたものの取扱い)

第四十九条の四の二 第三条第一項第五号に規定する装置（以下この条及び第五十六条第五項において「自動車の装置」という。）内の容器及びその附属品（経済産業省令で定めるものに限る。第五十六条第五項において同じ。）であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりそ

びその附属品（経済産業省令で定めるものに限る。第五十六条第五項において同じ。）であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりそ

がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなく、た場合には、第四十四条第一項、第四十六条第一項第一号、第四十八条第一項第一号、第三号及び第五号並びに第四項、

第四十九条の二第一項並びに第五十四条第二項後段の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、当該検査をそれぞれ次の各号に掲げる検査とみなし、当該表示をそれぞれ次の各号に定める刻印とみなす。

一 容器検査 第四十五条第一項の刻印

二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印

三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印

四 附属品再検査 前条第三項の刻印  
(容器等製造業者の登録)

第四十九条の五 容器又は附属品の製造の事業を行ふ者は、経済産業省令で定める容器又は附属品の製造の事業の区分（以下「容器等事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人についての登録

2 何人も、前項及び第四十九条の二十五第三項に規定する場合のほか、附属品に、これらの刻印をしてはならない。

3 当該容器又は附属品が経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

4 当該容器又は附属品の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等製造設備」という。）の名称、性能及び数

5 当該容器又は附属品の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等検査設備」という。）の名称、性能及び数

6 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

五 当該容器又は附属品の検査のための設備の検査の方法が第四十四条第一項又は第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法に適合していること。

六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び

3 前項の申請書には、当該容器又は附属品の検査を行う方法を定める規程（以下「容器等検査規程」という。）、工場又は事業場の図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査に相当するものとして政令で定める検査によりそ

がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなく、た場合には、第四十四条第一項、第四十六条第一項第一号、第二号及び第三号の経済産業省令で定める検査の方法に

並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第四十九条の八第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査に相当するものとして政令で定める検査によりそ

がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなく、た場合には、第四十四条第一項、第四十六条第一項第一号、第二号及び第三号の経済産業省令で定める検査の方法に

並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第四十九条の八第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(次格条項)

第四十九条の六 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十九条の十七又は第四十九条の三十二第一項の規定により登録を取り消され、その後取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第四十九条の七 経済産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 容器等製造設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 容器等検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 当該容器又は附属品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

4 当該容器又は附属品の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等製造設備」という。）の名称、性能及び数

5 当該容器又は附属品の検査のための設備であつて経済産業省令で定める方法に適合していること。

6 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び

五 当該容器又は附属品の検査のための設備の検査の方法が第四十四条第一項又は第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法に適合していること。

六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び

に係る工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法がそれぞれ同条第一号、第二号及び第三号の経済産業省令で定める技術上の基準並びに第四十四条第一項又は第四十九条の二第二項の経済産業省令で定める方法に適合すると認めると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(登録の更新)

3 前項の申請書には、当該容器又は附属品の検査を行う規程を定める規程（以下「登録規程」という。）の内容及び登録規程の変更の届出書を添付しなければならない。

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法がそれぞれ同条第一号、第二号及び第三号の経済産業省令で定める技術上の基準並びに第四十四条第一項又は第四十九条の二第二項の経済産業省令で定める方法に適合すると認めると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 前項の申請書には、当該容器又は附属品の検査を行う規程を定める規程（以下「登録規程」という。）の内容及び登録規程の変更の届出書を添付しなければならない。

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法がそれぞれ同条第一号、第二号及び第三号の経済産業省令で定める技術上の基準並びに第四十四条第一項又は第四十九条の二第二項の経済産業省令で定める方法に

並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第四十九条の八第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査に

並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第四十九条の八第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査に

並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第四十九条の八第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

2 前項の登録及びその更新の年月日並びに登録番号

2 第四十九条の五第二項 第三項及び第四項並びに第四十九条の六から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(協会等による調査)







十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたものを輸入した場合

二 当該特定設備について、次項の特定設備検査の申請がされている場合

3 外国において本邦に輸出される特定設備の製造をする者は、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備について、経渋産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けることができる。この場合において、その特定設備検査を受けようとする者は、その特定設備の輸入の前にその申請をしてなければならない。

4 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、経済産業省令で定める方法により前三項の特定設備検査を行い、当該特定設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

## (特定設備検査合格証)

**第五十六条の四** 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、特定設備が特定設備検査に合格したときは、速やかに、特定設備検査を受けた者に対し、特定設備検査合格証を交付しなければならない。

2 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備とともに譲渡する場合は、この限りでない。

3 特定設備検査合格証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ、又は失つた場合において、その特定設備検査合格証が経済産業大臣の交付に係るものであるときはその特定設備の所在場所を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは協会に、その特定設備検査合格証が指定特定設備検査機関の交付に係るものであるときは指定特定設備検査機関に申請し、その再交付を受けることができる。

4 特定設備検査合格証の様式は、経済産業省令で定める。(表示)

**第五十六条の五** 特定設備検査を受けた者は、前条第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備に、表示をしなければならない。

2 何人も、前項(第五十六条の六の十五第一項において準用する場合を含む。)に規定する場合のほか、特定設備に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

## (特定設備検査合格証の返納)

第十五条の六 特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、

3 又は指定特定設備検査機関に返納しなければならない。

4 その特定設備検査合格証を経済産業大臣、協会又は特定設備検査機関に返納しなければならない。

3 一 特定設備を輸出したとき。

二 特定設備を失つたとき。

三 特定設備をくず化し、その他特定設備として使用することができないように処分したとき。

四 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失つた特定設備検査合格証を回復するに至つたとき。

## (特定設備製造業者の登録)

**第五十六条の六の二** 特定設備の製造の事業を行

う者は、経済産業省令で定める特定設備の製造の事業の区分(以下「特定設備事業区分」とい

う。)に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

## (特定設備製造業者の登録)

**第五十六条の六の四** 経済産業大臣は、第五十六条の二第一項の登録の申請が次の各号のい

ずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

1 特定設備製造設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

2 特定設備検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

3 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準等)

4 経済産業大臣は、第五十六条の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定

めること。

5 当該特定設備の検査のための設備であつて

技術上の基準に適合していること。

6 経済産業省令で定める技術上の基準に適合して

いること。

7 経済産業省令で定める条件に適合する知識

経験を有する者が特定設備の検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

8 経済産業省令で定める特定設備の検査を行

う方法が第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める方法に適合していること。

9 経済産業大臣は、特定設備の検査の実施を適

正にするため特に必要があると認めるときは、第五十六条の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

10 経済産業省令で定める書類を添付しなければな

い。

11 第五十六条の六の二第二項第一号から第三

号までの事項

12 第五十六条の六の二第二項第一号及び登録番号

13 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

14 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

15 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

16 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

17 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

18 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

19 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

20 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

21 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

22 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

23 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

24 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

25 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

26 第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新をしたときには、登録証を交付する。

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第五十六条の六の五第二項の書面を添えただときは、この限りでない。

3 (欠格条項)

4 請書に第五十六条の六の五第二項の書面を添えただときは、この限りでない。

5 前条第一項の登録を受けることができる者は、

6 その登録を受けることはできない。

7 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

8 行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

9 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

10 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

11 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

12 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

13 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

14 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

15 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

16 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

17 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

18 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

19 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

20 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

21 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

22 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

23 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

24 に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第一項第五号の検査の方法がそれぞれ同項第一号、第二号及び第三号の経済産業省令で定める技術上の基準並びに第五十六条の三第四項の経済産業省令で定めた方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 協会又は第一項の指定を受けた者は、同項の調査をした場合において、特定設備の検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、第五十六条の六の二第一項の登録に際し、その登録特定設備製造業者が検査を行って、その結果、とができる特定設備の製造の工程を制限すべき旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

4 協会又は前項の登録を受けることはできない。

5 前項の登録を受けることはできない。

6 前項の登録を受けることはできない。

7 前項の登録を受けることはできない。

8 前項の登録を受けることはできない。

9 前項の登録を受けることはできない。

10 前項の登録を受けることはできない。

11 前項の登録を受けることはできない。

12 前項の登録を受けることはできない。

13 前項の登録を受けることはできない。

14 前項の登録を受けることはできない。

15 前項の登録を受けることはできない。

16 前項の登録を受けることはできない。

17 前項の登録を受けることはできない。

18 前項の登録を受けることはできない。

19 前項の登録を受けることはできない。

20 前項の登録を受けることはできない。

21 前項の登録を受けることはできない。

22 前項の登録を受けることはできない。

23 前項の登録を受けることはできない。

24 前項の登録を受けることはできない。

25 前項の登録を受けることはできない。

26 前項の登録を受けることはできない。

27 前項の登録を受けることはできない。

28 前項の登録を受けることはできない。

29 前項の登録を受けることはできない。

30 前項の登録を受けることはできない。

31 前項の登録を受けることはできない。

32 前項の登録を受けることはできない。

33 前項の登録を受けることはできない。

34 前項の登録を受けることはできない。

35 前項の登録を受けることはできない。

36 前項の登録を受けることはできない。

37 前項の登録を受けることはできない。

38 前項の登録を受けることはできない。

39 前項の登録を受けることはできない。

40 前項の登録を受けることはできない。





(適合命令等)

**第五十八条の十四** 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 委任都道府県知事は、その行わせることとしめた試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 (指定の取消し等)  
**第五十八条の十五** 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

1 第五十八条の四第一号又は第三号に該当するべきことを指示することができる。

2 第五十八条の七第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

3 第五十八条の七第四項、第五十八条の十一(第五十八条の十二第四項において準用する場合を含む。)又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

4 第五十八条の八第一項、第五十八条の九第一項若しくは第三項又は第五十八条の十二第一項から第三項までの規定に違反したとき。

5 不正の手段により第三十三条の二第一項の指定を受けたとき。

6 経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(経済産業大臣又は委任都道府県知事による試験事務の実施)

**第五十八条の十六** 指定試験機関が第五十八条の八第一項の許可を受けて試験事務の全部若しく

は一部を休止したとき、経済産業大臣が前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は

指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難と認めたときは、経済産業大臣が必要がある

と認めた場合は、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

**第五十八条の十七** この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

## 第二節 指定完成検査機関

(指定)

**第五十八条の十八** 第二十条第一項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事項)

**第五十八条の十九** 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第一項ただし書の指定を受けることができない。

一 この法律若しくは水素等供給等促進法又はこれらの法律に基づく处分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けた場合を含む。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないことがなくなつた日から二年を経過しな

い者

2 第五十八条の三十(水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しな

い者

3 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

**第五十八条の二十** 経済産業大臣は、第二十条第一項ただし書の指定が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。以下

第一項の規定により指定試験機関が第五十八条の二第一項の規定により指定を受けたとき

一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。

2 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が完成検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 法人にあつては、その役員又は法人の種類が経済産業省令で定める数以上であること。

4 前号に定めるもののほか、完成検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

5 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

6 その指定することによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

7 第五十八条の二十九第一項ただし書の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 第五十八条の十八から前条までの規定は、前項の指定の更新に準用する。

9 第五十八条の二十一 指定完成検査機関は、完成検査を行ふべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、完成検査を行わなければならぬ。

10 第五十八条の二十二 指定完成検査機関は、完成検査の業務に従事する指定完成検査機関の役員又は職員は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

11 第五十八条の二十三 指定完成検査機関は、完成検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときには、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。

12 第五十八条の二十四 指定完成検査機関は、完成検査の業務に従事する指定完成検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

13 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

14 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

15 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

16 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

17 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

18 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

19 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が完成検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

5 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

6 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

7 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

8 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

9 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

10 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

11 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

12 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

13 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

14 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

15 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

16 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

17 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

18 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

19 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

20 第五十八条の二十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。









**第七十三条の一** 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十七条の規定に基づき製造保安責任者試験又は販売主任者試験に係る手数料を徴収する場合においては、第三十一条の二第一項の規定により協会又は指定試験機関が行う製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を協会又は当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることがができる。

（都道府県知事と公安委員会との関係等）

**第七十四条** 都道府県知事は、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可をし、第五条第二項、第十七条の二第一項、第二十条の四、第二十一条、第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の四第二項の規定による届出を受理し、又は第三十八条第一項の規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会 消防長（消防本部

二の三 第三十九条の九第一項の規定により認定を取消したとき、又は同条第二項の規定により認定が効力を失つたことを確認したとき。

二 第三十一条の二第一項の規定により協会又是指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二の二 第四十九条の二十一第一項又は第四十九条の三十三第一項の承認をしたとき。

二の三 第四十九条の二十八（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）

の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

三 第五十八条の六第一項又は第五十八条の二十二（第五十八条の三十の二第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十三第二項及び第五十九条において

四 準用する場合を含む。) の規定による届出があつたとき。

第五十八条の八第一項の許可をしたとき。

第五十九条の十五第一項若しくは第二項又は第五十八条の三十(第五十八条の三十一の二第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十二十九条において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくは完成検査、輸入検査、保安検査、検査組織等調査、容器検査等、特定設備検査若しくは指定設備の認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第五十八条の二十四(第五十八条の三十の二第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十三第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

六 第五十八条の十六第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないことをとするとき。

都道府県知事は、次の場合には、その旨を公

第二項、第五十九条の三十一第二項、第五十九条の三十二第二項、第五十九条の三十三第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。) 又は第五十九条の三十(第五十九条の三十の二) 第二項、第五十九条の三十の三(第三第二項、第五十九条の三十一第二項、第五十九条の三十二第二項、第五十九条の三十三第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。) の規定による処分に係る利害関係人が該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(協会等の処分等についての審査請求)

**第七十七条** この法律又はこの法律に基づく命令の規定による協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服

一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条、第四十一条第一項、第四十四条第四項、第四十八条第一項第四号、第四十九条第二項、第四十九条の二第四項、第四十九条の四第二項、第五十条第三項、第五十六条の三第四項、第五十六条の七第二項又は第五十七条の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、協会の意見を聽かなければならない。

(聴聞の特例)

**第七十六条** 行政庁は、第三十八条、第五十三条又は第五十八条の三十(第五十八条の三十の二第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十三第二項及び第五十九条において準用する場合を含む)の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならぬ。

2 第九条 第三十一条、第三十四条、第三十八条、第五十二条第四項、第五十三条、第五十八条の十一(第五十八条の十二第四項において準用する場合を含む)、第五十八条の十五第一項若しくは第二項、第五十八条の二十七(第五十

審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の上級行政（審査請求の手続における意見の聴取）

この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査又は指定設備の認定の結果についての処分を除く。）又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十二条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取についても、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（審査請求の制限）

第七十八条の二 第三十九条の規定による処分については、審査請求をすることができない。（経過措置）

第七十八条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。（都道府県又は指定都市が処理する事務）

第七十八条の四 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第七十九条の二及び第七十九条の三において同じ。）の長が行うこととすることができる。（権限の委任）

第七十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により経済産業大臣の権限に属する事務（都道府県又は指定都市が処理する事務）

は、政令で定めるところにより、産業保安監督部長又は他の行政機関に行わせることができるものとみなす。

#### （経済産業大臣の指示）

この法律又は第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は指定都市の長に対し、この法律又は第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる事務に関する維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要なと認めるとときは、都道府県知事又は指定都市の長に対し、必要な指示をすることができる。

#### （大都市の特例）

第七十九条の三 第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十二条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十第一項、第三十九条の十二、第四十九条の三十（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十一条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一體的に処理することとされているものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に適用があるものとする。

第六章 罰則

第八十条の四 第五十八条の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合に二 第五十八条の十三第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

第八十条の五 第五十九条の二十六の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

三の二 第四十九条の三十又は第四十九条の三十五の規定による命令に違反したとき。四 第五十三条の規定による命令に違反したとき。

#### （四）

第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

#### （四）

第二十二条第三項の規定による命令に違反したとき。

第一項、第三十三条第一項、第四十八条第一項から第四項まで、第五十二条第一項又は第五十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

#### （四）

第二十二条第三項の規定による命令に違反したとき。



**附 則（昭和二十九年六月八日法律第一六号）抄**

（施行期日）この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第六百六十二号）の施行の日から施行する。

**附 則（昭和三一年四月一日法律第六〇号）抄**

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める。ただし、第二条第三号及び第四号、第十九条第三項、第二十一条、第六十五条、第六十八条、第七十条並びに第七十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

第二十九条第二項及び第三十一条の改正規定の施行の際現に從前のこれらの規定により行われた国家試験に合格している者は、改正後のこれら規定による作業主任者試験に合格しているものとみなす。

**附 則（昭和三三年四月一五日法律第六二号）抄**

この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

この法律の施行の際現に從前のこれらの規定により行われた国家試験に合格している者は、改正後のこれら規定による作業主任者試験に合格しているものとみなす。

**附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄**

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という）。又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にさられる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすること

ができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政の処分、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前八項に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（昭和三八年七月一九日法律第一七三号）抄**

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定、第七十五条の改正規定、第八十条の次に一条を加える改正規定、第八十二条に一号を加える改正規定、第八十四条の次に二条を加える改正規定、第八十一条から第七条まで、附則第十二条から第十四条まで及び附則第十六条から第十九条までの規定は公布の日から、第二十八条の改正規定、第三十二条の改正規定、第三十四条の改正規定、第三十八条の第二項第三号の改正規定中「第二十八条第二項」を「第二十八条第二項」に改める部分及び第八十三条第一号の改正規定中「第二十八条第一項」を「第二十八

第一項」を加える部分、第八十二条第一号の改正規定中「第二十八条第二項」を「第二十八条第二項」に改める部分及び第八十三条第一号の改正規定中「第二十八条第三項」を「第二十八

第一項」に改める部分並びに附則第十条の規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（昭和三九年七月一一日法律第一七〇号）抄**

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（協会の設立）通商産業大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を處理させる。

設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（協会の設立）この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律の施行前に改訂前の高圧ガス取締法（以下「旧法」という）第五条第二項の規定による届出をした者は、改正後の高圧ガス取締法（以下「新法」という）第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

この法律の施行前に改訂前の第二十四

設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 協会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時において会員となつたものとする。

（総務省設置法の適用除外）第七条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第四条の規定の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定（同項第十二号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

（経過規定）第十一条 改正前の第二十九条第一項の乙種化学生主任者免状のうち通商産業省令で定める者が交付を受けているものは、改正後の同項の丙種化学生主任者免状とみなす。

この法律の施行前に改訂前の第二十九条第一項の乙種化学生主任者免状に係る作業主任者試験に合格している者であつてまだ同項の乙種化学生主任者免状の交付を受けっていないもののうち通商産業省令で定めるものは、改正後の同項の丙種化学生主任者免状に係る作業主任者試験に合格している者とみなす。

（経過規定）第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過規定）附則（昭和三九年七月一一日法律第一七〇号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十五条の改正規定及び第七十八条の二の次に一条を加える改正規定 公布の日

二 第二十九条及び第三十一条の改正規定、第五十九条の四の次に一条を加える改正規定、第五十九条の九、第五十九条の十三、第五十九条の十五、第五十九条の十六及び第五十九条の二十八の改正規定、第五十九条の三十二及び第五十九条の三十三の改正規定、第四章の二第五節の前に六条を加える改正規定、第五十九条の三十六の次に一条を加える改正規定、第七十三条の改正規定中製造保安責任者の試験、製造保安責任者免状、販売主任者試験及び販売主任者免状に係る部分、第八十五条の改正規定並びに附則第七条、第八条及び第十三条 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）第二条 この法律の施行前に改訂前の高圧ガス取締法（以下「旧法」という）第五条第二項の規定による届出をした者は、改正後の高圧ガス取締法（以下「新法」という）第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

この法律の施行前に改訂前の第二十四

条の二の規定による届出をして、三千キログラム以上の液化酸素を貯蔵している者が、液化酸素について改訂後の同条第一項の規定による

この法律の施行の際現に改訂前の第二十八条第三項の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、選任されたものとみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則（昭和四二年一二月二八日法律第一四九号）抄）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則（昭和五〇年五月二三日法律第三〇号）抄）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄）

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

とあるのは、「製造保安責任者免状の交付を受けている者又は通商産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者」とする。

2 保安係員及びその代理者についての新法第二十七条の二第四項及び第三十三条第一項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して三年間は、これらの規定中「製造保安責任者免状の交付を受けている者」とあるのは、「製造保安責任者免状の交付を受けた者」である。これは通商産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者とする。

3 この法律の施行前に新法第二十七条の四第一項に規定する第一種製造者に相当する者がした旧法第二十八条第四項又は第三十三条第二項の規定による届出に係る作業主任者は又はその代理者は、新法第二十七条の四第二項又は第三十三条第三項の規定において準用する新法第二十七条の二第五項の規定による届出に係る冷凍保安責任者又はその代理者とみなす。

第七条 旧法の規定に基づいて交付された甲種機械主任者免状、乙種化学主任者免状、丙種化学主任者免状、甲種機械主任者免状、乙種機械主任者免状、第一種冷凍機械主任者免状、第二種冷凍機械主任者免状又は第三種冷凍機械主任者免状は、それぞれ新法に基づいて交付された甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状は、その代理者とみなす。

第八条 旧法第三十一条の規定に基づいて行われた作業主任者試験に合格している者は、新法第三十一条の規定に基づいて行われた製造保安責任者試験に合格しているものとみなす。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定に基づき交付されている容器証明書に係る容器であつて、新法第四十五条の二第一項に規定する容器に相当する容器（この法律の施行後新法第四十七条第一項ただし書に規定する特定容器となつたものを除く。）が容器車両検査に合格した場合における当該容器及び当該容器証明書についての新法第四十九条第四項及び第五十五条の規定の適用については、新法第四十五条第一項中「通商産業省令で定める方式による刻印」とあるのは「第四十五条の二第一項の刻印及び通商産業省令で定める刻印」と

新法第五十五条第一号の二中「前条第一項第一号に定める措置」とあるのは「第四十五条の二第一項の規定による刻印」とする。

**第二条** 新法第四十五条の二第二項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される新法第四十九条第四項の規定により容器に新法第四十五条の二第一項の刻印をする場合には適用しない。

**第十一条** この法律の施行の際現に新法第四十九条の二第二項に規定する附属品に相当する容器の附属品が装置されている容器については、新法第四十八条第一項第三号及び第二項第三号の規定は適用せず、なお従前の例による。

**第十二条** 新法第五十六条の三第一項に規定する特定設備に相当する設備であつて、この法律の施行の際現に製造に着手しているものについては、同項の規定は、適用しない。

**第十三条** 協会の附則第一条ただし書第一号に定める日の属する事業年度の資金計画についての新法第五十九条の三十二の規定の適用については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律の昭和五十年法律第三十号」附則第一条ただし書第一号に定める日以後遅滞なく」とする。

**第十四条** 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとなす。

**第十五条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項又は第十条の規定により従前の例によることとされる高圧ガスの製造に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (昭和五六年七月三日法律第八五号抄)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則		(昭和五七年七月二三日法律第六百四十九号) 抄	
1	この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	四 第二十九条及び附則第五項から第八項までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日	(施行期日等)
2	第一項から三まで 略	五 附則第一項第四号に定める日前に着手した軽微変更工事(第二十九条の規定による改正後の高圧ガス取締法(以下この項及び次項において「新高圧ガス法」という。)第十四条第一項ただし書、第十四条の三第一項ただし書又は第十九条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更の工事に該当する工事をいう。次項及び附則第七項において同じ。)については、新高压ガス法第十四条第二項、第十四条の三第二項又は第十九条第二項の規定は、適用しない。	(経過措置)
3	附則第一項第四号に定める日前に軽微変更工事について第二十九条の規定による改正前の高压ガス取締法(次項において「旧高压ガス法」という。)第十四条第一項、第十四条の三第一項又は第十九条第一項の許可を受けていた者がする当該軽微変更工事に係る施設又は貯蔵所については、新高压ガス法第二十条の規定は、適用しない。	六 附則第一項第四号に定める日前に当該軽微変更工事に着手したものは、同日前に当該工事に係る施設又は貯蔵所につき旧高压ガス法第二十条の完成検査を受け、これらが同条に規定する技術上の基準に適合していると認められた場合を除き、その完成後(附則第一項第四号に定める日前に当該工事を完成した場合には、同日後)遅滞なく、その完成の年月日その他の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	七 前項に規定する許可を受けていた者であつて
4	前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万元以下の罰金に処する。	八 この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により從前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定に	九









